平成２７年（フ）第２４７号
奈良県橿原市川西町148番地　県住Ｂ５―301号
債務者　浜田　邦子
1　決定年月日時　平成27年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２４９号
奈良県北葛城郡上牧町大字中筋出作246番地４　ライフインサンヨー201号室
債務者　田中　美穂
1　決定年月日時　平成27年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２５７号
奈良県香芝市西真美２丁目22番地19
債務者　内山　秀一
1　決定年月日時　平成27年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２６０号
奈良県磯城郡田原本町大字小阪294番地の８
債務者　森村恵理香
1　決定年月日時　平成27年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１２６号
佐賀県杵島郡白石町大字廿治881番地１
債務者　山口　紀子
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１７２７号
愛知県小牧市城山１丁目６番地６　コンフォール城山７号棟404号、従前の住所愛知県小牧市城山２丁目11番地　桃花台パークヒルズ弐番館404号
債務者　三輪みづほ
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７５０号
愛知県豊明市二村台６丁目１番地１　豊明団地23棟402号
債務者　伊藤　修治
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８２５号
神戸市中央区再度筋町10番５号　コンマハイツ302
債務者　上村比佐子
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９２４号
神戸市須磨区松風町３丁目１番１―108号、従前の住所神戸市長田区駒ケ林町２丁目７番４号
債務者　石川富士子
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２３号
兵庫県伊丹市野間２丁目６番19―405号
債務者　堺本佐和子（旧姓新）
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２３２号
兵庫県宝塚市泉町11番88号
債務者　岸原　猛志
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２４１号
兵庫県宝塚市大原野字島ノ内11番地の１
債務者　松尾　文惠（旧姓今坂）
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第６４３号
兵庫県尼崎市潮江３丁目13番８号
債務者　濱田　梨枝（旧姓疋田）
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２９４号
大分市大字三芳1523番地の２（ＪＧＭヴェルデにじが丘弐番館503）
債務者　佐藤　民子
1　決定年月日時　平成27年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３９２号
大分県別府市石垣東４丁目１番51号　ローズいまじん別府石垣210号、申立時の住所大分県別府市大字南立石2145番地の45　林アパート５号
債務者　山中　昌子
1　決定年月日時　平成27年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４１０号
大分市大字関園734番地の１（Ｂ１―５）、住民票上の住所大分市大字関園734番地の１
債務者　横山　義和
1　決定年月日時　平成27年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２３号
新潟県十日町市通り山子950番地１、前住所宮城県仙台市宮城野区萩野町３丁目８番地の19　京急仙台プラザ611
債務者　樋口　武世
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係